⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : about 2,061,000 kWh Electricity
⑷　Delivery period : From 1 October 2015 through 30 September 2016
⑸　Delivery place : JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd. Kyoto Service Center
⑹　Time limit of tender : 4 : 00 PM 29 July 2015
⑺　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have Grade A or B “sale of product” in the Kinki district, in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Internal Affairs and Communications (Single Qualification for every ministry and agency)
⑻　Contact point for the notice : Takumi Hasegawa, General Affairs Division of JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd. Kyoto Service Center, 8 MatugasakiYokonawatecho Sakyoku Kyoto City Kyoto Pref 606―8792 Japan. TEL 075―712―2033

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成27年6月5日
国立研究開発法人情報通信研究機構
契約担当理事　髙﨑　一郎
◎調達機関番号　592　◎所在地番号　13
1　掲載日　平成27年5月20日（号外政府調達第92号）
2　訂正内容　17ページ3段目の入札公告の訂正中、2⑵中、「平成25・26・27年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA又はB等級に格付けされ、関東・甲信越地域又は近畿地域の競争参加資格を有する者であること。」としたのを「平成25・26・27年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされ、関東・甲信越地域又は近畿地域の競争参加資格を有する者であること。又は平成25・26・27年度情報通信研究機構競争参加資格「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。」に、5⑹②中、「have Grade A or B “offer of services etc” in the Kanto-Koshinetsu district or Kinki district, in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Internal Affairs and Communications (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.」としたのを「have Grade A, B or C “offer of services etc” in the Kanto-Koshinetsu district or Kinki district, in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Internal Affairs and Communications (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015. Or have Grade A, B or C “offer of services etc” in terms of the qualification for participating in tenders by NICT in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.」にそれぞれ訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年6月5日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局長　森　　昌文
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27
1　工事の概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　滋賀労働総合庁舎建築工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　滋賀県大津市打出浜449―5
⑷　工事内容
「本工事は、庁舎の新築及び外構整備を行う工事である。」
1）庁舎　鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上6階建　延べ面積5,514㎡　新築1棟
2）自転車置場　鉄筋コンクリート造　平屋建　延べ面積45㎡　新築1棟
3）屋外排水設備　新設一式
4）舗装　新設一式
5）雑工作物　新設一式
6）植栽　新植一式
7）取り壊し　一式
⑸　工期　契約締結の日の翌日から平成29年2月28日まで
⑹　使用する主要な資機材
鉄筋　720ｔ、コンクリート　4,500㎥、鉄骨　7.8ｔ
⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑽　本工事は、工事監理の効率化を目的として、「工事書類の簡素化」を行う試行工事である。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成12年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記1）から4）までの要件をすべて満たす工事（新築工事、増築工事のいずれの場合も躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
1）建物規模及び用途　下記ａ）又はｂ）の規模及び用途
ａ）延べ面積（増築の場合は増築面積）4,500㎡以上の事務所又は庁舎
ｂ）延べ面積（増築の場合は増築面積）4,500㎡以上の建築物において事務室、会議室、研修室又は研究室（実験室は除く）の合計面積が2,250㎡以上有するもの
2）構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
3）階数　地上3階以上
4）上記1）から3）は同一工事の実績であること。
なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの1社が平成12年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が、平成12年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記5）から7）までの要件をすべて満たす工事（新築工事、増築工事のいずれの場合も躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。